

部局名	こども部
-----	------

■組織目標（今年度組織が目指す姿）

第六次取手市総合計画の基本計画「とりで未来創造プラン2024」の政策のひとつである「未来をつくる世代を育むまちづくり」で掲げる、誰もが安心して幸せに子育てができる環境、こどもの持てる可能性を最大限に引き出せる環境を整備し、全てのこどもや若者、子育て世代が身体的・精神的・社会的に幸福（ウェルビーイング）な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指す。

■組織の業務内容と果たすべき役割

こども関連施策の司令塔として、庁内横断的な総合調整を行うとともに、こどもに関する取組を社会全体で総合的かつ強力に推進する気運を醸成する。様々な関係機関との連携のもと、教育・保育に関する事業の量と質の充実を図り、こどもの状況に応じた良質な生育環境を整える。あわせて、妊娠時から妊産婦に寄り添い、心身ともに健康な状態で子育てに向き合えるよう、関係機関と連携し個々に応じた相談・支援を進めていく。

■組織目標と計画等との関連（位置づけと意味づけ）

① 総合計画基本構想	・健やかで、安らぎと温もりのあるまちづくり ・豊かなこころと個性を育むまちづくり
② とりで未来創造プラン2024	・子育てしやすいまちづくり
③ 個別計画	・第三期子ども・子育て支援事業計画 ・第五次保育所整備計画 ・取手市 こども計画 ・第二期健康とりで21 ・取手市第7期障害福祉計画

■自部署が関連する「とりで未来創造プラン2024」における重点事業

	重点施策	重点事業
1	⑤子育てしやすいまちづくり	出産・子育て応援相談事業（伴走型相談支援・経済的支援）
2	⑤子育てしやすいまちづくり	家庭児童相談事業
3	⑤子育てしやすいまちづくり	ファミリーサポートセンター運営事業
4	⑤子育てしやすいまちづくり	利用者支援事業 保育コンシェルジュ
5	⑤子育てしやすいまちづくり	子育て支援センター事業

■今年度の重点事業（自部署の中で優先順位の高いもの）

重点事業①	見守りおむつ定期便事業				総合計画 重点施策			-				
取組の内容	生後5か月から満1歳を迎える月までの乳児とその養育する家庭を対象として、毎月定期的に子育て経験のある見守り支援員が訪問し、子育てに関する市の情報提供や、悩み事の相談を行うことで、こどもの健やかな成長を見守るとともに、行政との定期的な関わりを維持することで、保護者の育児における孤立化を防ぐ。また見守りを実施した家庭には、子育て用品（おむつやミルク等）を支給することで、経済的な負担軽減を図る。											
取組とスケジュール	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
見守りおむつ定期便事業	業者選定→入札 →業者決定		詳細設計・制度周知			制度運用						

重点事業②	子育て支援センター事業				総合計画 重点施策			⑤子育てしやすいまちづくり				
取組の内容	地域子ども・子育て支援事業の一環として、公立地域子育て支援センターを市内に4か所（白山・井野なないろ・戸頭・藤代）設置・運営を行うほか、私立子育て支援センター2カ所への補助金交付などの支援を行う。 公立地域子育て支援センターの白山・井野なないろは市直営となっており、勤務している職員は、保育士資格に加えて子育て支援員の資格を所持し、より手厚いサービスの提供を行っている。戸頭・藤代は、令和6年4月1日から業務委託での運営を開始し、運営時間の拡大を図りつつ、地域に密着したサービスの提供を行う。											
取組とスケジュール	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
4か所の運営管理												
子育て支援員研修				 研修案内&申込		 研修受講						
支援センター会議	 全体会議				 担当者会議		 担当者会議				 担当者会議	
											 担当者会議	

重点事業③	こどもと家庭の相談に関する事業 (家庭児童相談事業)				総合計画 重点施策		⑤子育てしやすいまちづくり					
取組の内容	令和6年4月に施行の改正児童福祉法においては、市町村は母子保健と児童福祉の両機能を備えた「こども家庭センター」を設置し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し包括的な相談支援を行うことが示され、取手市では令和7年4月より、こども相談課と保健センターにこども家庭センターの機能を持たせることで、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭までの切れ目ない相談支援体制を整備した。 相談支援を行うにあたっては、保護者及びこども本人の話を傾聴しながら、共に作成する支援計画(サポートプラン)に沿った課題解決を目指す。要保護児童等への支援対応については、引き続き要保護児童対策地域協議会の中で、関係機関と連携しながら家庭状況の改善のための支援を実施していく。児童発達支援においては、心理発達相談員が市内保育所等に出向き、集団生活上の子どもの特性に合わせた関わり方を保育者へ助言する。発達相談では保護者の困りごとを傾聴し、発達検査にて子どもの得手不得手を把握し子どもの特性に合わせた家庭での関わり方の助言を行い、必要に応じて児童発達支援の利用へと繋いでいく。 取手市立こども発達センターでは児童発達支援センターとして、市内の児童発達支援事業所に向けた研修会・交流会の開催や専門職の派遣等による地域全体の人材育成、支援の質の向上、また地域におけるインクルージョンの醸成を図る等、地域の児童発達支援の中核的役割を担い市内における児童発達支援体制の充実を図っていく。											
取組とスケジュール	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
こどもと家庭の相談支援	←──											

重点事業④	取手市こども・若者まんなか 応援サイト開設事業			総合計画 重点施策			-					
取組の内容	情報化の進展やSNSの普及により、誰もが無数の情報へのアクセスが容易になった一方で、ユーザーは膨大な情報の中から必要かつ正確な内容を効率よく取得することが課題となっている。こども分野における本課題を解決するため、こどもや若者に関する行政サービスについての情報を集約し、「こどもまんなか社会」の実現に向けた「こども・若者まんなか応援サイト」を構築する。											
取組とスケジュール	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
取手市こども・若者まんなか 応援サイト開設	業者選定→入札→業者決定			ホームページの詳細設計						ホームページ運用		

部局名	こども部
-----	------

課名	こども政策課
----	--------

■組織目標（今年度組織が目指す姿）

「とりで未来創造プラン2024」に掲げる「未来をつくる世代を育むまちづくり」で目指す、誰もが安心して幸せに子育てができる地域社会を構築する。社会全体で未来を担う人材が育つ環境を整え、市の持続可能性を高め、もってすべての人のウェルビーイングを高める「こどもまんなか」な取組を推進する。

■組織の業務内容と果たすべき役割

「取手市こども計画」に掲げる目指す未来の実現に向け、庁内のこども関連施策の司令塔として横断的な調整を行う。また、同計画の基本理念である「人とかがわり 地域とかがわり ともに育つまち とりで」に基づき、こどもや若者、子育て世代などの意見を聴く機会を設け、めまぐるしく変化する社会情勢の中で、当事者が求める取組、必要とする取組を検討する。
また、こどもを持つ家庭等における生活の経済的な安定を図り、もって次代の社会を担うこどもの健やかな成長に繋げるため、児童手当、児童扶養手当を適切に支給する。

■組織目標と計画等との関連（位置づけと意味づけ）

① 総合計画基本構想	・豊かなこころと個性を育むまちづくり
② とりで未来創造プラン2024	・子育てしやすいまちづくり
③ 個別計画	・第三期子ども・子育て支援事業計画 ・第五次保育所整備計画 ・取手市 こども計画

■自部署が関連する「とりで未来創造プラン2024」における重点事業

	重点施策	重点事業
I	⑤子育てしやすいまちづくり	ファミリーサポートセンター運営事業

■今年度の重点事業（自部署の中で優先順位の高いもの）

重点事業①	見守りおむつ定期便事業					総合計画 重点施策		-				
取組の内容	生後5か月から満1歳を迎える月までの乳児とその養育する家庭を対象として、毎月定期的に子育て経験のある見守り支援員が訪問し、子育てに関する市の情報提供や、悩み事の相談を行うことで、こどもの健やかな成長を見守るとともに、行政との定期的な関わりを維持することで、保護者の育児における孤立化を防ぐ。また見守りを実施した家庭には、子育て用品（おむつやミルク等）を支給することで、経済的な負担軽減を図る。											
取組とスケジュール	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
見守りおむつ定期便事業	業者選定→入札 →業者決定		詳細設計・制度周知						制度運用			

重点事業②	取手市こども・若者まんなか 応援サイト開設事業				総合計画 重点施策				-			
取組の内容	情報化の進展やSNSの普及により、誰もが無数の情報へのアクセスが容易になった一方で、ユーザーは膨大な情報の中から必要かつ正確な内容を効率よく取得することが課題となっている。こども分野における本課題を解決するため、こどもや若者に関する行政サービスについての情報を集約し、「こどもまんなか社会」の実現に向けた「こども・若者まんなか応援サイト」を構築する。											
取組とスケジュール	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
取手市こども・若者まんなか 応援サイト開設	←業者選定→入札→業者決定			←ホームページの詳細設計						←ホームページ運用		

重点事業③	少子化対策の推進				総合計画 重点施策				-			
取組の内容	若い世代の経済的な不安定さや地域との関係性の希薄化、結婚や出産に対する若者の意識の変化などを背景に加速化する少子化の中で、結婚や家族を持つことに前向きになり、幸せを感じてもらえるような支援に取り組む。 結婚新生活支援事業においては、新婚生活に伴う経済的な負担の軽減を図るとともに、ライフデザイン支援に関する講座等を受講いただくことで、結婚後の生活に必要な知識の習得を促す。 無痛分娩費用助成事業においては、令和8年度から新たにスマホ市役所での受付を開始し、制度利用者における申請時の負担軽減を図る。 また、国や県、近隣市町村の動向や社会情勢に鑑みて、新たな少子化対策についても検討する。											
取組とスケジュール	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
結婚新生活支援事業	←→ 要項・様式修正		● 告示	←→ 制度運用								
出会いサポートセンター、 マリッジサポーターの運営補助			● MS 相談会				● MS 相談会	● DS 登録会・相談会			● MS 相談会	
無痛分娩費用助成事業	←→ スマホ市役所導入準備					制度運用						

重点事業④	ファミリーサポートセンター運営事業				総合計画 重点施策			⑤子育てしやすいまちづくり				
取組の内容	乳幼児や小学生等の児童の送迎や預かりの援助を受けることを希望する者（利用会員）と、当該援助の提供を希望する者（協力会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行うことで、多様な機会とスムーズな利用提供を可能とし、地域の子ども・子育て支援を展開する。											
取組とスケジュール	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
依頼会員・協力会員の募集 （窓口受付及びマッチング）	←──											

■組織目標（今年度組織が目指す姿）

「とりで未来創造プラン2024」に基づき、将来都市像「ぬくもりとやすらぎに満ち、共に活力を育むまち とりで」の実現に向け、地域・各種団体等との連携により、安心して出産できるまちづくり、安心して子育てできるまちづくりに向けた子育て世代支援策の展開を図る。

■組織の業務内容と果たすべき役割

将来都市像の実現に向け、安心して子どもを産み育て、健やかに子どもが成長できるよう、社会全体で子ども・子育て支援についての関心や理解を深め、それぞれが協働しながら各々の役割を果たし、見守り育て、子育てを支えるという地域風土を高める。また「豊かなこころと個性を育むまちづくり」の具現化に向け、保健、医療、福祉に関する様々な事業や関係機関との連携・充実化を進めるとともに、教育・保育に関する事業の量と質の充実を図り、全ての子どもの状況に応じた良質な生育環境と保障を図る。

■組織目標と計画等との関連（位置づけと意味づけ）

① 総合計画基本構想	・豊かなこころと個性を育むまちづくり
② とりで未来創造プラン2024	・子育てしやすいまちづくり
③ 個別計画	・第三期取手市子ども・子育て支援事業計画 ・第五次保育所整備計画 ・取手市こども計画

■自部署が関連する「とりで未来創造プラン2024」における重点事業

	重点施策	重点事業
1	⑤子育てしやすいまちづくり	利用者支援事業 保育コンシェルジュ
2	⑤子育てしやすいまちづくり	子育て支援センター事業

■今年度の重点事業（自部署の中で優先順位の高いもの）

重点事業①	子育て支援センター事業					総合計画 重点施策		⑤子育てしやすいまちづくり				
取組の内容	地域子ども・子育て支援事業の一環として、公立地域子育て支援センターを市内に4か所（白山・井野なないろ・戸頭・藤代）設置・運営を行うほか、私立子育て支援センター2カ所への補助金交付などの支援を行う。 公立地域子育て支援センターの白山・井野なないろは市直営となっており、勤務している職員は、保育士資格に加えて子育て支援員の資格を所持し、より手厚いサービスの提供を行っている。戸頭・藤代は、令和6年4月1日から業務委託での運営を開始し、運営時間の拡大を図りつつ、地域に密着したサービスの提供を行う。											
取組とスケジュール	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
4か所の運営管理												
子育て支援員研修												
支援センター会議												

部局名	こども部
-----	------

課名	こども相談課
----	--------

■組織目標（今年度組織が目指す姿）

基本計画「とりで未来創造プラン2024」に掲げる政策「未来をつくる世代をはぐくむまちづくり」の重点施策「子育てしやすいまちづくり」に沿った母子の身体的健康や子育てに関する心のケアの充実として、母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援やこどもと子育て家庭（妊産婦を含む）の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく提供していく。

■組織の業務内容と果たすべき役割

すべての妊産婦・子育て世帯に対し、心身ともに健康な状態で子育てに向き合えるよう妊娠期等早期からの相談支援を行い、母性並びに乳幼児の健康増進を図る。
またサポートを必要とする妊産婦・子育て世帯・こどもに対し、地域の中で安心して幸せに暮らし続けることができるよう、個々の課題・ニーズに沿った支援計画を継続的にマネジメントし、関係機関と連携し相談・支援に取り組んでいく。

■組織目標と計画等との関連（位置づけと意味づけ）

① 総合計画基本構想	・健やかで、安らぎと温もりのあるまちづくり
② とりで未来創造プラン2024	・子育てしやすいまちづくり
③ 個別計画	・取手市こども計画 ・第三期取手市子ども・子育て支援事業計画 ・第二期健康とりで21 ・取手市第7期障害福祉計画

■自部署が関連する「とりで未来創造プラン2024」における重点事業

	重点施策	重点事業
1	⑤子育てしやすいまちづくり	家庭児童相談事業
2	⑤子育てしやすいまちづくり	出産・子育て応援相談事業 （伴走型相談支援・経済的支援）

■今年度の重点事業（自部署の中で優先順位の高いもの）

重点事業①	こどもと家庭の相談に関する事業 (家庭児童相談事業)					総合計画 重点施策		⑤子育てしやすいまちづくり				
取組の内容	令和6年4月に施行の改正児童福祉法においては、市町村は母子保健と児童福祉の両機能を備えた「こども家庭センター」を設置し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し包括的な相談支援を行うことが示され、取手市では令和7年4月より、こども相談課と保健センターにこども家庭センターの機能を持たせることで、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭までの切れ目ない相談支援体制を整備した。 相談支援を行うにあたっては、保護者及びこども本人の話を傾聴しながら、共に作成する支援計画(サポートプラン)に沿った課題解決を目指す。要保護児童等への支援対応については、引き続き要保護児童対策地域協議会の中で、関係機関と連携しながら家庭状況の改善のための支援を実施していく。児童発達支援においては、心理発達相談員が市内保育所等に出向き、集団生活上のこどもの特性に合わせた関わり方を保育者へ助言する。発達相談では保護者の困りごとを傾聴し、発達検査にて子どもの得手不得手を把握し子どもの特性に合わせた家庭での関わり方の助言を行い、必要に応じて児童発達支援の利用へと繋いでいく。 取手市立こども発達センターでは児童発達支援センターとして、市内の児童発達支援事業所に向けた研修会・交流会の開催や専門職の派遣等による地域全体の人材育成、支援の質の向上、また地域におけるインクルージョンの醸成を図る等、地域の児童発達支援の中核的役割を担い市内における児童発達支援体制の充実を図っていく。											
取組とスケジュール	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
こどもと家庭の相談支援	保健センターとの連携会議(月1回)・サポートプランの作成(随時)											
要保護児童対策地域協議会	進行管理会議(月1回)・個別支援会議(随時)・連携会議 学校等 連携会議 代表者会議 主任児童委員 連携会議 学校等連携会議・ オレンジリボン運動 主任児童委員 連携会議											
児童発達支援システム	児童発達支援体制の検討・その他検討部会の実施(随時) スマポ市役所での発達相談受付開始 連携会議											

重点事業②	妊婦等包括相談支援事業（出産・子育て応援相談事業）					総合計画 重点施策			⑤子育てしやすいまちづくり			
取組の内容	こども相談課では、母子保健・児童福祉の連携のもと、こども家庭センターとしてすべての妊産婦・子育て世帯の課題やニーズを把握し、それぞれの専門性を活かして必要な支援の提供を行っており、母子保健機能においては、妊娠期から出産期をこども相談課、出産期から子育て期までを保健センターにて支援を実施している。 「妊婦等包括相談支援事業」では、妊婦のための支援給付金支給と併せ、妊婦等包括相談員による面談を実施し、妊婦が安心して出産できる環境整備を目指した早期からの相談支援・介入を行うとともに、出産以降も支援を必要とする母子への関わりが途切れることのないよう保健センターと連携して取り組んでいく。 （１）妊婦等包括相談支援 ①妊娠届出時：面談を通して要支援者の発見・把握に努め個々に応じた支援を実施する。 ②妊娠８か月時：面談及びアンケートにより妊娠経過・状況を把握。安心安全な出産に向けた個別相談や支援を実施する。 ③乳児家庭全戸訪問時：保健師等（保健センター）による産後の母親の心身の健康状態や児の発達の確認及び環境を含めた子育て状況の確認を行う。また妊娠８か月時の支援給付金未請求者については、請求手続きを勧奨し経済支援を進めていく。 （２）経済的支援（妊婦のための支援給付金） ①１回目：妊婦申請、妊婦給付認定後、妊婦本人に５万円を支給する。 ②２回目：出産予定日の８週間前の日以降、８か月アンケート及び面談を実施し胎児の数の届出により胎児１人につき５万円を支給する。											
	取組とスケジュール	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月
妊婦等包括相談支援（面談）												
妊婦のための支援給付金												
要支援妊婦・特定妊婦連携支援	 保健センターと連携会議（毎月１回）・連携会議											